

北区中小企業支援ガイド

(25年度版)



<http://www.city.kita.tokyo.jp/>



北区 地域振興部 産業振興課

刊行物登録番号 24-1-136

I 経営編

1 相談したいとき

1. 経営相談

金融・財務・開業・経営の合理化・IT化など中小企業経営に関する様々な問題に中小企業診断士が適切なアドバイスを行います。(要予約)

① 相談日時 月～金曜日 午前10時30分～正午、午後1時～4時
(来庁が難しい場合は、出張相談も行います。)

② 相談場所 産業振興課経営相談室

◆問い合わせ・相談予約 経営支援係 電話 (5390) 1237

	五十嵐暁美 (火)	岡田資司 (水・木)	角田 淳 (火・水)	加藤 毅 (木・金)
得意分野	サービス業	製造業	サービス業	サービス業
	飲食業	建設業	飲食業	飲食業
	小売業	社会福祉	卸・小売業	小売業
	事業計画作成	人財活用	経営戦略	総務
	資金計画策定	労務トラブル	経営計画	経理
	マーケティング	IT活用	マーケティング	販売促進
	女性に係るビジネス	事業再生・承継	ビジネスプラン作成	広告
	創業支援	生産管理	一店逸品運動	新規事業の評価・プラン作成

	カートーン直子 (月・金)	中野雅明 (月・水)	日高嘉郎 (金)	松田直城 (月・火)
得意分野	サービス業	医薬品・医療機器業	製造業	製造業
	飲食業	IT関係	建設・建設サービス業	素材生産業
	小売業	製造業	飲食業	情報製作サービス業
	財務分野	経営計画策定支援	経営革新	経営戦略策定
	マーケティング	事業承継計画策定支援	事業再生	生産管理
	女性をターゲットにしたもの	人事総務業務支援	人事・労務	資材・購買管理
	売り場改善	管理会計導入	輸出入・海外進出	物流管理
	資金計画策定	IT計画策定・導入・運用	ISO認証取得(品質・環境)	ドキュメント(文書)管理

2. 技術相談

製品・技術開発、品質管理など、技術的な課題に対して、専門の相談員が出張・窓口相談によるアドバイスや情報提供を行います。(要予約)

相談日時 火～金曜日 午前9時～午後5時

◆問い合わせ・相談予約 商工係 電話 (5390) 1235

3. 販路相談

ものづくり企業等の販路開拓、取引マッチングなど、ビジネスチャンスを拡大するため、専門のアドバイザーが出張・窓口相談による助言や情報提供を行います。(要予約)

相談日時 火～金曜日 午前9時～午後5時

◆問い合わせ・相談予約 商工係 電話 (5390) 1235

4. モデルショップ推進事業

お店の改善を目指す経営者に、専門のアドバイザーを派遣し具体的な改善策を提案します。

対象 区内にある小売店・飲食業・サービス業で、従業員4名以下の店舗

◆問い合わせ 商工係 電話 (5390) 1235

2 人材・企業育成のために

1. 商店経営者の支援

(1) 北区商店経営塾・北区おかみさん元気塾

区内商店の若手経営者を対象に、商店街活動や個店経営に役立つ「北区商店経営塾」、商店で働く女性向けに「北区おかみさん元気塾」を北区商店街連合会に委託し、開催しています。勉強及び情報交換の場としてご活用ください。

受講対象 「北区商店経営塾」 区内商店の経営者及び従業員
「北区おかみさん元気塾」 区内商店の女性

◆問い合わせ 商工係 電話 (5390) 1235

(2) 若手商業者のネットワークづくりと自主研究グループ支援

次代を担う若手商業者の育成・交流を行い、自主研究グループの設立及び共同事業の実施を支援します。

◆問い合わせ 商工係 電話 (5390) 1235

2. きらりと光るものづくり顕彰

区内の優れたものづくりの企業、人材を顕彰します。審査委員会を設置し、実地調査などの審査の上、決定します。賞状、副賞のほか一定期間、区施設にパネルなどを展示し情報発信します。

- ・部門 1) きらめき企業顕彰
- 2) きらめきの技人顕彰

◆問い合わせ 商工係 電話 (5390) 1235

3. 自主交流グループ活動支援事業

区内の業種の異なる複数の企業者で、研究開発や情報交換などを自主的に行っているグループに対して、その研修及び交流等の活動経費の一部を補助します。

- ・補助金 補助対象経費の2分の1 (上限10万円)
- ・補助対象事業 講演会・企業見学会・展示会、発表会等の事業等
- ・補助対象経費 講師謝礼金・展示会及び交流会等の参加費等

◆問い合わせ 商工係 電話 (5390) 1235

4. 見本市等出展支援事業

販路拡大のために自社製品を見本市、展示会等に出展する経費の一部を補助します。

- ・補助金 補助対象経費の2分の1 (上限20万円)
- ・補助対象者 区内に本社 (個人事業者の場合は住所) がある製造業又は情報通信業のうちソフトウェア業を営む中小企業者
- ・補助対象経費 出展料、搬入搬出経費、展示装飾費、渡航費用 (海外の見本市等の場合)

◆問い合わせ 商工係 電話 (5390) 1235

5. 知的所有権活用支援事業

創造力ある中小企業者を応援するため、企業戦略の1つである「知的財産」を取得するために要する費用の一部を補助します。

- ・補助金 補助対象経費の2分の1 (上限10万円)
- ・補助対象者 区内に本社 (個人事業者の場合は住所) がある製造業又は情報通信業のうちソフトウェア業を営む中小企業者
- ・対象知的所有権 特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- ・補助対象経費 弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用

◆問い合わせ 商工係 電話 (5390) 1235

6. 技術相談支援事業

企業と大学・公的研究機関等との連携を促進するとともに、企業の技術開発力の向上を促進するため技術相談をするための費用の一部を補助します。

- ・補助金 補助対象経費の2分の1（上限10万円）
- ・補助対象者 区内に本社（個人事業者の場合は住所）がある製造業又は情報通信業のうちソフトウェア業を営む中小企業者
- ・補助対象経費 大学等の研究機関（学校教育基本法に規定する大学・高等専門学校、研究開発を主たる業務とする国・地方公共団体が設立した研究機関・独立行政法人）に技術相談を行い支払った経費

◆問い合わせ 商工係 電話（5390）1235

7. 依頼試験等補助事業

中小企業が技術・製品開発のために試験研究機関を利用する経費の一部を補助します。

- ・補助金 補助対象経費の2分の1（上限10万円）
- ・補助対象者 区内に本社（個人事業者の場合は住所）がある製造業又は情報通信業のうちソフトウェア業を営む中小企業者
- ・補助対象機関 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校
(2) 研究開発を主たる業務とする国若しくは地方公共団体が設立した研究機関又は独立行政法人
(3) 次に掲げる試験所認定機関により登録認定を受けた国内事業者
ア 独立行政法人 製品評価技術基盤整備機構認定センター
イ（公財）日本適合性認定協会
ウ 日本化学試験所認定機構
エ（株）電磁環境試験所認定センター
- ・補助対象経費 機器利用料（補助対象機関のうち（1）、（2）のみ）、依頼試験、検査料

◆問い合わせ 商工係 電話（5390）1235

8. エコアクション21認証取得支援事業

中小企業の経営基盤の強化及び地球環境問題への取り組みを支援するため、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証を取得するための経費の一部を補助します。

- ・補助金 補助対象経費の2分の1（上限10万円）
- ・補助対象者 区内に本社又は事業所がある中小企業（法人）
- ・補助対象経費 認証取得のための審査に要した経費（中間及び更新審査除く）、認証登録経費

◆問い合わせ 商工係 電話（5390）1235

9. ものづくり中小企業等ホームページ作成支援事業

情報化を促進し、経営基盤の強化を図る製造業を営む中小企業に対し、ホームページの新規作成、開設及び変更するために要する費用の一部を補助します。

- ・補助金 補助対象経費の2分の1（上限5万円）
- ・補助対象者 区内に本社（個人事業者の場合は住所）がある製造業又は情報通信業のうちソフトウェア業を営む中小企業者
- ・補助対象経費 (1) 新たにホームページを作成する場合（コンテンツ制作費用（ただし、データ取材及び撮影に要する経費を除く）、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入料、独自ドメイン取得料、ホームページ作成ソフト購入費）
(2) 既に開設しているホームページを変更する場合（コンテンツ変更費用（ただし、データ取材及び撮影に要する経費を除く）、ホームページ作成ソフト購入費）

◆問い合わせ 商工係 電話（5390）1235

10. 新製品・新技術開発支援事業

新規市場開拓等に向けて、新製品や新技術を開発する場合に、その研究開発に要する経費の一部を助成します。

- ・助成金 助成対象経費の3分の2（上限200万円）
- ・助成対象者 区内に本社又は事業所（個人事業者の場合は住所）がある製造業等を営む中小企業者又はその団体
- ・助成対象経費 原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、外注費（対象経費の2分の1以内で150万円を限度）、工業所有権導入費、技術指導受け入れ費、直接人件費（ソフトウェア情報関連技術につき、対象経費の3分の1以内で100万円を限度）

◆問い合わせ 商工係 電話（5390）1235

11. 産学連携研究開発支援事業

大学・公的研究機関等の有する研究成果や技術等を活用して技術開発や研究を行う際に要する経費の一部を助成します。

- ・助成金 助成対象経費の3分の2（上限200万円）
- ・助成対象者 区内に本社又は事業所（個人事業者の場合は住所）がある製造業等を営む中小企業者又はその団体
- ・助成対象経費 大学等と締結した共同研究又は委託研究を実施する旨の契約書に記載される大学等に支払う契約金

◆問い合わせ 商工係 電話（5390）1235

12. ものづくり夜間大学校

北区・（公財）板橋区産業振興公社が大学や研究機関と連携して、ものづくり企業を対象に、技術の高度化や課題解決など、製品開発に役立つ講座を実施します。

◆問い合わせ 商工係 電話（5390）1235

13. 技術セミナー

北区・板橋区と（地独）東京都立産業技術研究センターが連携してものづくりの基礎知識や最先端技術などのセミナーを開催します。

◆問い合わせ 商工係 電話（5390）1235

14. 専門家派遣事業利用料補助制度

（公財）東京都中小企業振興公社で行っている「専門家派遣事業」を利用した際の利用料の一部を補助します。

- ・補助金 派遣1回当たり、11,200円を年度につき4回まで。

◆問い合わせ 経営支援係 電話（5390）1237

3 産業情報を得たいとき

1. 情報提供

産業情報誌などを制作し、区内の産業を紹介しています。

◆問い合わせ 産業振興係 電話 (5390) 1234

2. 北区産業支援情報（メールマガジン）・北区産業情報かわら版（紙媒体）

北区や東京都、他の団体などが行う区内事業者向けのセミナー・イベント情報、補助金や融資の制度などの情報をピックアップして配信しています。

◆問い合わせ 産業振興係 電話 (5390) 1234

3. ものづくり企業支援サイト <http://www.monozukuri.city.kita.tokyo.jp/>

企業間の取引・連携や大学等学術研究機関との連携をより活性化するために区内ものづくり支援情報や企業情報を紹介しています。サイト内では区内ものづくり企業を検索することができます。

◆問い合わせ 商工係 電話 (5390) 1235

4. 受発注企業商談会（ビジネスネット）

北区・（公財）板橋区産業振興公社・豊島区・練馬区・（公財）東京都中小企業振興公社と協力し、事前マッチングによる個別商談会を開催します。

◆問い合わせ 商工係 電話 (5390) 1235

5. その他の情報提供窓口

(1) 赤羽しごとコーナー（就職と内職相談）

ハローワークと同様に求人情報パソコンの簡単操作で、全国の求人情報が検索でき、職業に関する相談や紹介を行っています。求人に関する相談はハローワーク王子で受け付けています。

また、内職の相談・あっせん（要登録）も行っています。内職の仕事を発注していただく事業所の求人も募集しています。

相談日時 月～金曜日（祝日を除く）午前9時～正午、午後1時～5時

場 所 赤羽エコー広場館内（JR赤羽駅南口）

電話 (3908) 0161 FAX (5993) 0080

(2)（公財）東京都中小企業振興公社

専門家による総合相談、創業支援、経営支援、産学公連携支援、取引情報の提供などの事業を実施しています。また公社のホームページから企業情報を発信し、登録企業の自社PRと取引先企業の検索により、ネット上で受発注等のマッチングを行うなどのサービスを提供しています。

千代田区神田佐久間町1-9（東京都産業労働局秋葉原庁舎4階）

電話 (3251) 7881

(3) 東京都知的財産総合センター

中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的として、東京都が設立し、（公財）東京都中小企業振興公社が運営をしている機関です。相談事業、普及啓発事業、助成事業の3つを主な事業として、中小企業の支援を行っています。

台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

電話 (3832) 3656

(4) 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

中小企業の事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、安全・確実に退職金制度を確立して、従業員福祉の増進と企業の振興に寄与することを目的に中小企業退職金共済法に基づいて発足した「中小

企業退職金共済制度」の運営を行っています。

豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル 16~20階

電話 (6907) 1234

(5) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

中小企業の経営課題解決に向けたアドバイスや大学校等による研修、海外展開へのアドバイスや展示会出展サポートのほか、地域資源を活かした取り組みや、中小企業者と農林漁業者の連携、異分野の中小企業の連携による新たな商品、サービス等の構想段階から販路開拓に至るまで、さまざまな場面で支援しています。また、中小企業経営者ご自身の退職金制度となる「小規模企業共済制度」や万一の取引先の倒産に備える「経営セーフティ共済」の運営、事業再生の支援も行っています。

港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

電話 (3433) 8811 (代表)

4 福利厚生の充実のために

一般財団法人 東京城北勤労者サービスセンター <http://www.tokyo-kinrou.jp>

東京城北勤労者サービスセンターは、北区・豊島区・荒川区の3区内の中小企業で働く従業員の方と事業主の方の福利厚手を応援するために設立した法人です。会員の皆さま方からいただく会費と3区の財政的援助によりさまざまな福利厚生事業を展開しています。サービスセンターをご利用になれば、月々わずかな負担で事業所の福利厚生が充実し、従業員の確保、定着率のアップにもつながります。

1. 事業案内

(1) 給付金

結婚・出生・入学などの祝金、入院・障害・住宅災害の見舞金、死亡弔慰金の給付

(2) 健康の維持増進

人間ドック、インフルエンザ予防接種、スポーツ施設等の利用助成、健康セミナーなどを行います。

(3) 余暇の充実

- ・ 味覚狩りなどの日帰りバス旅行や国内旅行等の事業を実施・あっせんします。
- ・ 全国各地の宿泊施設が、割引料金で利用できます。さらに、利用補助も行います。
- ・ 東京ディズニーリゾート、としまえんなどの遊園施設、日帰り温泉施設等が割引料金で利用できます。
- ・ 映画、観劇、プロ野球、ディナー&バイキングなどのチケットが割引料金で購入できます。
- ・ その他、各種講座の開催も行っています。

2. 入会できる方

- ・ 区内の中小企業（従業員数300人以下）の事業所や商店などで働く従業員と事業主の方です。
- ・ 継続雇用されているパートの方も入会することができます。
- ・ 入会の際は、事業所に働く皆さん全員でご入会ください。

3. 会費

- ・ 入会金 1人200円（入会時のみ）
- ・ 会費 1人月額500円（年6,000円）

◆問い合わせ 一般財団法人 東京城北勤労者サービスセンター北区営業所
電話 (5390) 1242

II 融 資 編

1 北区中小企業融資あっせん制度とは

北区では、中小企業者が事業運営に必要な資金を低利で調達できるよう、契約した金融機関に融資のあっせんをしています。

また、区は、中小企業者の借入負担を軽減させるため、利子と信用保証料の一部を補給しています。

中小企業の定義

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※①個人は従業員数のみ、法人は資本金か従業員数のいずれか一方が該当する必要があります。

②経営者、役員、家族従業員は従業員数に入りません。

③中小企業者で組織された法人格を有する団体も中小企業に含まれます。

2 北区中小企業融資あっせん申込みから実行・利子等補給まで

1. 経営アドバイザーの事前相談…本人申込みの場合は、融資あっせん申込み前に、経営アドバイザーの経営相談を実施します。
事前予約できます。 電話 (5390) 1237
2. あっせん申込み…申込書に記入し、必要書類を揃え、産業振興課に申込みをしてください。
※起業家支援資金などの一部制度においては中小企業診断士の診断が必要です。
3. あっせん書交付…書類確認後、即日あっせん書を交付します。診断が必要な資金は、診断日から1～2日後に交付します。
4. 金融機関に融資申込み…あっせん書を金融機関に持参し、融資の申込みをしてください。原則として信用保証協会に保証委託します。
5. 審査…金融機関と信用保証協会の審査があります。
6. 融資実行…審査後、融資が実行されます。個々の状況により異なりますが、あっせんから実行まで1か月程度かかります。(ただし、初めて信用保証協会を利用する場合は、1か月半～2か月程度)
7. 結果報告…金融機関から北区に、融資の審査結果が報告されます。
8. 利子・保証料の一部補給…北区から中小企業者へ、利子と信用保証料の一部を補給します。

3 信用保証協会とは

信用保証協会は、中小企業者の信用力を補完し、金融機関からの融資を受けやすくするために設けられたものです。一定の保証料を支払うことによって保証協会が中小企業の保証人になって借入を容易にし、事業の健全な発展の協力をします。

◆東京信用保証協会 上野支店 担当地域：北・文京・台東
台東区元浅草 2-6-7 マタイビル 5階 電話 (3847) 3171 (代表)

4 その他の融資相談窓口

- ◆東京都産業労働局 金融部 金融課 電話 (5320) 4877
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 29 階北側
- ◆日本政策金融公庫 池袋支店 電話 (3986) 1261
〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル9階
- ◆東京商工会議所 北支部 電話 (3913) 3000
〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ 12 階

5 経営安定関連保証（信用保険法第2条第4項の認定）について

経営安定関連保証とは、取引先企業の倒産、金融機関の貸出抑制、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。また、保証料率は通常よりも低い料率が適用されます。

【認定の種類と都・区制度融資】

	対象	主な対象都制度	主な対象区制度
1号	大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受けている中小企業者	経営支援融資 「区市町村認定書 必要型」 略称：経営セーフ 対象：1～8号 (5号ハを除く) に係る認定を受けた 中小企業者等 略称：円高セーフ 対象：5号ハに係る 認定を受けた中小企 業者等	経営環境対策資金 対象 1号・2号・5号 7号認定を受けた 中小事業者等
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者		
3号	特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む中小企業者		
4号	特定地域の災害等により影響を受けている中小企業者		
5号	全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者		
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者		
7号	金融機関の合理化に伴う貸し出し抑制により影響を受けている中小企業者		
8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された再生可能な中小企業者への対応		

詳細について事前にお問い合わせください。

◆問い合わせ

- 東京都制度融資：東京都産業労働局 金融部 金融課 電話 (5320) 4877
- 保証協会：東京信用保証協会 上野支店 電話 (3847) 3171 (代表)
- 認定・区制度融資：北区産業振興課 経営支援係 電話 (5390) 1237

北区の融資あっせん制度（平成25年4月1日現在）〈団体向〉

メニュー名	メニューごとの融資対象者の要件	融資限度額
団体事業資金	次の要件を満たす事業協同組合、商店街振興組合等の団体 ①主たる事務所が区内に所在し、構成員の2分の1以上が区内に事業所を有する中小企業者 ②構成員の3分の2以上が保証協会の保証対象事業を営む団体 ③前期の法人住民税（任意団体にあつては、代表者の特別区民税・都民税）を完納していること	2,000 万円 (1億円) () 内は 商店街振興組合

北区の融資あっせん制度（平成25年4月1日現在）

お申込みの際は、必要書類等がございますので事前に詳細をお問い合わせください。

対象者の基本要件 ◆問い合わせ 経営支援係 電話（5390）1237

- ①. 区内に住所（法人にあっては本店登記）を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者
- ②. 個人は前年度の特別区民税・都民税、法人の場合は前期の法人都民税を完納していること
- ③. 東京信用保証協会の保証対象業種であること（特別融資は日本政策金融公庫の貸付対象者であること）
- ④. 適切な事業計画と確実な資金計画があること

メニュー名	メニューごとの融資対象者の要件	融資限度額
事業資金 特別融資事業資金	基本要件を満たしていること	運転・設備各 1,000万円
小口零細企業資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ①従業員数が製造業等20人（卸・小売・サービス業は5人）以下であること ②今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が1250万円以下であること	1,250万円
緊急景気対策借換資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ※緊急景気対策借換資金の借換は不可。 ①借入金（保証協会保証付きの北区中小企業一般融資の融資残高をいう）のうち原則として2本以上を本融資により借換一本化をすること（条件変更した資金は除く）ただし、原油原材料高騰対策資金及び緊急景気対策資金を借換える場合は1本でも借換することができる ②借換により、月々の返済負担の軽減及び円滑な資金調達が図れること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上で、返済条件となる融資の残高の1.5倍以下であること ⑤申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る ⑥原則として返済条件となる融資と申込融資の保証割合は同じものに限る	2,000万円
不況対策資金	基本要件を満たしており、最近3か月または1年間の売上高が昨年同期と比較して減少していること	1,000万円
不況対策借換資金	不況対策資金の対象者で次の全ての要件に該当すること ※不況対策借換資金の借換は不可。 ①北区中小企業一般融資を本融資により返済すること ②返済条件となる融資の元金返済を当初の約定どおり1年以上継続して行っていること ③借入額は返済条件となる融資の残高以上であること ④申込金融機関は、返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る	1,500万円 (不況対策資金との併用になる場合は合計して1,000万円が限度額)
経営環境対策資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①信用保険法第2条第4項第1号、2号、5号、のいずれかの認定を受けていること（認定有効期限内） ②信用保険法第2条第4項第7号の認定を受けていること（認定有効期限内） ③大規模小売店舗の出店により影響を受ける地域で小売業を営むもので、その対応に要する資金	1,000万円 *1号認定者は債権額の範囲内
産業活性化支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①北区きらりと光るものづくり顕彰受賞企業（認定日から2年以内） ②新事業促進法による経営革新計画・新事業連携の承認を得ていること ③区内で事業転換・多角化を行うこと（別途要件あり） ④事業承継を行うのに必要な資金（別途要件あり）	1,000万円
事業環境整備資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①厚生労働省が実施する両立支援助成金事業の補助対象者で事業所内保育施設を整備すること ②北区仕事と生活の両立推進企業の認定を受けていること（認定日から3年以内） ③東京都の指定する低公害車を業務用車両として購入する資金	1,000万円
緊急資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①区長が指定する災害救助法の適用に至らない災害の被災者 ②他地域の大災害により事業活動に支障をきたしているもの ③公害が発生しているために公的機関からの指導改善勧告を受けており当該事業所があるもの ④その他区長が定めるもの	1,000万円
起業家支援資金 特別融資 起業家支援資金	申込日に事業を営んでいないか事業を始めて1年未満の中小企業者で次の全ての要件に該当すること。既に別法人の代表者となっている場合は対象外 ①区内に住所（法人にあっては本店登記）及び主たる事業所を有すること（ただし、北区ネスト赤羽入居者は、いずれか一方があればよい） ②前年度の個人住民税を完納していること ③保証協会の保証対象業種であること（特別融資については日本政策金融公庫の貸付対象者であること） ④開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること	1,000万円
夏季・年末資金	基本要件を満たしており、一時的に必要な資金であること 夏季資金の申込期間 平成25年6月14日から7月31日まで 年末資金の申込期間 平成25年10月15日から11月29日まで	500万円